

## 令和3年度 第2回地域スポーツクラブ連絡協議会 質疑応答

### ◇登録することのメリット

→日本スポーツ協会の基準をクリアした団体ということを対外的に発信できること。  
それは、クラブだけでなく、地域住民にとってもメリットにつながる。地域に、ガバナンスや指導者などの基準をクリアしていることが見える化されることによって、クラブへの参加を考える上で一つの判断基準になる。  
区市町村にとっても、全国的な基準により、クラブに審査の目が入ることは、メリットがあることであり、連携する際の一つの判断基準になっていくだろうと考える。  
こういったことから、登録クラブとなった場合には、クラブのアピールポイント、強みとして活用してほしい（チラシへの掲載など）。  
そのように「登録クラブ」という肩書を利用していただくことで、長い目で見ると、クラブへの参加増加、行政からの支援増などが生じ、これがクラブの将来にわたる継続的な活動につながる。

回答者：東京都

### ◇登録しないと総合型クラブとして認められないか

→総合型でなくなるわけではない。登録された総合型クラブか、未登録の総合型クラブかの違い。

回答者：東京都

### ◇小学校の施設は使えなくなるか

→施設開放は都の方針ではなく、自治体の方針による。小学校へ直接確認してほしい。現時点で小学校側に制度が浸透していないので、施設利用の要件にはならないと思う。

回答者：東京都

### ◇行政の業務内容の変化

→登録申請そのものの業務に関して区市町村で担う部分はない。区市町村にお願いしたいことは、今後、地域の課題解決に向けて、いかにクラブを活用していただけるか。この点について、今後、都と区市町村で連携を図りながら相談したい。

回答者：東京都

### ◇クラブ内自主クラブの会計報告について

→報告の仕方は決まっていない。運営の透明性等が求められているので、収支等がきちんと報告され、クラブ内の意思決定がなされれば問題ない。透明性の担保という意味ではNPO法人の会計基準に準拠するとも言える。

回答者：日本スポーツ協会

### ◇アシスタントマネジャーが指導者ではなく運営委員だが、不都合があるか。

→登録基準の「クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は」という点で、運営委員でも良いかというご質問の意図であれば、不都合はない。

回答者：日本スポーツ協会

◇登録するクラブは区市町村から認められていない任意団体、スポーツ少年団なども基準を満たせば登録できるか

→基準を定めるべく調整をしている。定めた基準は改めてお示しする。

回答者：東京都体育協会

◇登録審査について地域スポーツクラブのことを熟知している人が審査するのか。

→登録審査委員会の設置は専門家を含めた構成にする予定。

回答者：東京都体育協会

◇実地確認はしないで書類審査のみで審査するのか。

→必要に応じて実地調査も行う。

回答者：東京都体育協会

◇各種資格取得などの費用負担補助はあるのか。

→登録にかかる直接的な経費補助は施策として行う予定はない。

回答者：東京都

◇将来的に登録しないと東京都広域スポーツセンターの補助金は使えなくなるのか。できなくなる場合いつからか。

→都民参加事業やシニアスポーツ振興事業、その他広域スポーツセンター事業において、来年度すぐに、登録が、支援の要件になることはない。将来的にどうしていくかは、今後都で検討する。

回答者：東京都

◇登録認証されたクラブには、具体的にどのような支援が行われる予定なのか。

→令和4年度は、登録団体の審査を行うため、具体的な支援や活動等は令和5年度からになると考えている。令和5年度以降のクラブ支援の在り方は、東京都や関係者でこれから検討する予定。

回答者：東京都

◇行政から見た登録クラブ、未登録クラブの違い

→全国的な基準を満たしたクラブか、そうでないクラブか、という見え方かと思う。

回答者：東京都

◇(先ほどの質疑に出てきた)支援事業には、指導者派遣事業も含まれるか。

→広域スポーツセンター事業ということで、指導者派遣も含んでいる。

回答者：東京都

◇各種目に1名以上の公認スポーツ指導者が確保できない場合は登録認証できないのか。

→当面の間は移行措置として、基準が満たされないことを理由に登録不可とはしない。

回答者：東京都体育協会

◇クラブマネジャー資格についてももう少し詳しい説明をしてほしい。

→日本スポーツ協会が養成している資格で、クラブマネジャーとアシスタントマネジャーの2種類ある。アシスタントマネジャーについては、都道府県で行われている養成講習会を受講の上、資格取得をしていただきたい。当面の間は移行措置として、基準が満たされないことを理由に登録不可とはしない。

他団体が出しているクラブマネジャー資格は、現時点では認めることとしていない。今後他団体との調整も含め検討していく。

回答者：日本スポーツ協会

◇当面の間とは

→登録クラブがどのくらい公認資格をもっているか把握できていない。把握をし、養成数が足りているか確認したうえで決めていくため、現段階では決まっていない。

回答者：日本スポーツ協会

◇法人格がなくて登録されたクラブと、法人格があるが登録されていないクラブ、行政はどちらと付き合いしていくのか？

→登録・認証制度をきっかけに行政との連携が生まれていくと思うので、どちらと付き合いというのではなく、新たな関係づくりのきっかけとしていただきたい。

回答者：東京都

◇どこの団体も資金的に厳しいので費用負担を低減して欲しい。会費・クラブマネジャー講習会費など

→今後の施策の参考として、ご意見をお聞きした。

回答者：東京都

◇制度の肝は。地域スポーツクラブのブランディングはどうしていくのか。

→社会課題の解決は登録・認証制度の肝だと認識している。登録・認証制度を活かして、これまで以上にクラブと行政がパートナーシップを結び、連携し、社会課題、地域課題を解決するようになればと思う。

回答者：東京都

→東京都の回答と同じく、制度の肝は地域課題の解決である。抽象的な言い方になるが、行政ができること、できないこと、同じくクラブができること、できないことがある。双方がうまく重なり、連携していくことを期待した制度設計にしたと思っている。

回答者：日本スポーツ協会

◇会費を納入するうえで、東京都としての事業計画の作成等ガバナンスの主体はどこの誰が責任者となるのか。

→全国協議会は、全国の登録クラブが参集して構成する、メンバーシップによる組織なので、全国協議会納付の5000円は、全国協議会の運営の一部に充てられ、日本スポーツ協

会が管理する。

回答者：日本スポーツ協会、回答者：東京都

◇日本スポーツ協会以外の種目、ダンス系やフィットネス系の指導者資格や、文化種目についてはどのような扱いになるのか。

→資格の必要はない。

回答者：日本スポーツ協会

◇東京都協議会の組織規模、人数、年間予算はどのくらいで運営するのか。

→東京都体育協会内で検討している。

回答者：東京都体育協会

◇総合型地域スポーツクラブは当初、住民参加型で自由に活動ができたが、ガバナンスは窮屈になると思う。

→今の時代にガバナンスは欠かせないと考えている。ボランティア精神に支えられた組織運営だと、責任の所在が曖昧になり、組織運営上の問題が見過ごされがちという指摘もある。誰もが安心してスポーツを楽しめる環境を提供するうえで、ガバナンスは重要だと考えている。

回答者：東京都

◇今後の地域スポーツクラブの立ち位置をどう考えるか。

→地区体育・スポーツ協会にも地域スポーツをコーディネートしてほしいという思いがある。

中学校の学校運動部活動の地域移行も考える必要がある。スポーツ少年団と地域スポーツクラブの制度上の統合の話が出ている。市区町村ベースのコーディネーターが必要になってくる。現状では地区体育・スポーツ協会の体制が万全でないこともあるので、強化も含めて考えていく。

回答者：日本スポーツ協会

◇東京都協議会のメンバーは決まっているのか。

→今後、東京都体育協会の中で検討したうえで決定する。

回答者：東京都体育協会

#### 【ご意見】

◇登録・認証制度の説明では毎年申請書類の提出が必要とのことで、これまでは積極推進の立場でしたが、立場を変えざるを得ない。

◇今まで行政内の引き継ぎがされていなかったことがあった。

都、区、教育委員会、学校など、行政の情報連携をとってほしい。

◇それぞれの団体のコーディネートを日本スポーツ協会、スポーツ庁にお願いしたい。実態を知ってもらって支援などに活かしてもらいたい。地域スポーツクラブに対しての認識が十分でないところもあるので、そこも含めて対応してもらいたい。